

令和8年9月17日 役員会議事要録

出席 藤井総長

森山、玄田、山本、林、津田、菅野、桑原、井上、岩村 各理事

陪席 亀井、山口 各監事

浅見、大越、岡部、岸、久米、小関、坂田、佐藤、染谷、田浦、出口、岩垂、福島、三島
各執行役

津田理事及び経営企画部長から、役員会議事要録の作成、確認方法及び今後の運用について、説明があった。

令和8年9月3日役員会議事要録（案）（資料0）は、確認の上、原案どおり了承された。

<審議事項>

1. 株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の設立に関する変更事項（資料1）

染谷執行役から、株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の設立に関する変更事項について、資料1のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・許認可権限を有する経済産業省との関係について、利益相反上の問題がないことを確認済みか。

→経済産業省及び本学の関係理事に確認済みであり、代表取締役を兼ねることについて現時点で大きな問題はないという理解だが、利益相反管理には十分留意する。

・会社設立後、最初の取締役会で資本金を減少させる手続きであるか。

→そのとおりである。

・事業規模に見合う適切な資本額とすることは、改正後の法制度でも認められており、民間企業では一般的に行われている手法である。

・代表取締役候補者は、経済産業省の許認可権限との関係から、本学側でも利益相反が生じる可能性があるため、十分に注意する必要がある。

→公的性質の高い会社における同様の事例として経済産業省でも認められているが、本学側でも利益相反の管理に万全を期す。

2. 本学の教職員が本学の要請により株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の役員等を兼ねる場合の取扱い（資料2）

染谷執行役から、本学の教職員が本学の要請により株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の役員等を兼ねる場合の取扱いについて、資料2のとおり説明があった。

次いで、兼業予定者である染谷執行役が一時退席した上で、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・兼業期間と報酬の取扱いはどうなるか。

→代表取締役も無報酬とし、給与は大学が支給する。

・兼業は1年間の許可とし、1年後に見直すという理解でよい。

→大学業務と密接に関連する業務を行う会社を前提とした例外措置であり、役員会で審査する。立ち上げ時の暫定措置として許可期間を1年間とし、その後は大学と関連法人等との関係等を整理して改めて判断する。

- ・代表取締役は本学での役職を維持したまま兼業するという理解でよいのか。

→そのとおりである。

- ・大学の本務と兼業先の業務との間で、業務負荷はどの程度となる見通しか。

→現行業務を兼業先で行うため、業務負荷の大幅な増加は見込まないが、新施策分は増加する。労務管理の方法は今後検討する。

→会社の立ち上げを円滑に進めるため、兼業先では無報酬とし、大学が給与を支給する暫定的な取扱いとする。

- ・長期的には、代表取締役を専任で務める適任者を選任する方針か。

→適任者を確保できれば代表取締役に選任する方針だが、確保には時間を要する。

→将来的には、大学と民間をつなぐことができる適任者を選任する方針に変更はない。

- ・大学の本来業務を子会社で行う場合の業務負担やエフォートの配分は、今後の課題である。

3. 株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）に係る出向の特例（資料3）

井上理事から、株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）に係る出向の特例について、資料3のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

- ・労働関係に関する特例を役員会の議決で定めることに問題はないか。

→人事部及び弁護士に確認済みであり、移行期に限ること、本人同意等の在籍出向の要件を満たすことから、この手続きで差し支えない。

4. 東京大学協創プラットフォーム開発（株）の取締役の選任決議に係る株主総会の開催（代理人変更）（資料4）

菅野理事から、東京大学協創プラットフォーム開発（株）の取締役の選任決議に係る株主総会の開催（代理人変更）について、資料4のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

5. 東京大学中野キャンパス北側エリア土地有効活用に係る事業者の公募（資料5）

菅野理事から、東京大学中野キャンパス北側エリア土地有効活用に係る事業者の公募について、資料5のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

- ・教育施設に隣接する土地として、公募にどのような条件を設けるのか。

→細かな条件は設けず、教育施設に隣接することを考慮した提案を求める。

- ・事業者の選定に附属学校の関係者も関与するのか。

→附属学校関係者も選定に関与する。これまでも教育学部及び附属学校の教員と協議している。

- ・土地の権利関係はどのようになるのか。

→事業者に定期借地権を設定する予定であり、期間は提案内容による。

- ・借地の権利関係は適切に整理する必要がある。
- ・現在のコインパーキング事業者との契約は、速やかに終了できるのか。

→業務委託契約であり、来年6月又は7月までに終了できる。

6. カスタマーハラスメントに対する基本方針の策定（資料6）

林理事から、カスタマーハラスメントに対する基本方針の策定について、資料6のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、法令との整合を確認した上で、必要に応じて原案を修正することで了承された。なお、最終的な対応については、総長、林理事及び人事部長に一任された。

- ・学生の取扱いを基本方針に明記せず、Q&A 等で対応する理由は何か。

→属性ではなく行為で定義しているため、学生のみを除外することは難しいが、教育的配慮は継続する。

- ・教育機関の特性を基本方針に明記すべきである。
- ・カスタマーハラスメントへの対応と学生がカスタマーに当たるかは別の論点であり、行為で判断するなら「カスタマー」の定義は不要ではないか。
- ・対象者を区別せず行為のみで判断するのは難しい。教育機関としての考え方を学外にも示す必要がある。
- ・基本方針は策定しつつ、教育機関における学生の取扱いは別途適切な場で議論してはどうか。基本方針を施行した後も、学生の意見や教育的配慮を踏まえて見直すことが考えられる。
- ・「カスタマー」という表現を使わず、「本学の利用者等」としてはどうか。

→法令対応上の表現だが、支障がなければ変更を検討する。

- ・「カスタマーハラスメント」は概念として使用しつつ、「カスタマー」という表現は用いず、「本学の利用者等」としてはどうか。
- ・大学は民間企業と性格が異なるため、「カスタマー」を使用しないことも選択肢である。
- ・「本学の利用者等」とすれば、学生がカスタマーに該当するかという議論を避けつつ、属性を問わない趣旨にも合う。

→法令上の支障を確認し、「カスタマー」を使わず「利用者等」とする方向で検討する。

- ・法令との整合を踏まえ、「利用者等」又は「関係者等」とすることが考えられる。
- ・意見を踏まえた最終的な表現の判断は担当理事等に委ねる。

議題7から議題22については、書面による審議を行い、津田理事から質問等の有無を確認した。

7. 就業規則等の改正（令和8年10月1日改正）（資料7）

就業規則等の改正（令和8年10月1日改正）について審議し、原案どおり了承された。

8. 部局長等会議に係る総長裁定の制定及び東京大学基本組織規則等の改正（資料8）

部局長等会議に係る総長裁定の制定及び東京大学基本組織規則等の改正について審議し、原案どおり了承された。

9. 各部局の組織等に関する規則の改廃（資料9）

各部局の組織等に関する規則の改廃について審議し、原案どおり了承された。

10. 東京大学国際高等研究所規則の一部改正（資料10）

東京大学国際高等研究所規則の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

11. 東京大学大学総合教育研究センターによる共通授業科目の開設に関する規則の整備（資料11）

東京大学大学総合教育研究センターによる共通授業科目の開設に関する規則の整備について審議し、原案どおり了承された。

12. 東京大学寄付講座等要項の一部改正（資料12）

東京大学寄付講座等要項の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

13. 東京大学民間等共同研究取扱規則等の一部改正（資料13）

東京大学民間等共同研究取扱規則等の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

14. 東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則の一部改正（資料14）

東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

15. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（資料15）

東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

16. 東京大学における国際交流協定締結に関する要項の一部改正（資料16）

東京大学における国際交流協定締結に関する要項の一部改正について審議し、原案どおり了承された。

17. 国際交流協定等の新規締結・更新・終結（資料17）

国際交流協定等の新規締結・更新・終結について審議し、原案どおり了承された。

18. 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「インド若手科学頭脳循環プログラム（LOTUS）」により受け入れる特別研究学生の授業料の不徴収に関する取扱い（資料18）

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「インド若手科学頭脳循環プログラム（LOTUS）」により受け入れる特別研究学生の授業料の不徴収に関する取扱いについて審議し、原案どおり了承された。

19. 東京大学における相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された国際学術交流協定に基づく授業料の取扱いについての一部改正（資料19）

東京大学における相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された国際学術交流協定に基づく授業料の取扱いについての一部改正について審議し、原案どおり了承された。

20. 職業実践力育成プログラム（BP）認定制度への申請（資料20）

職業実践力育成プログラム（BP）認定制度への申請について審議し、原案どおり了承された。

21. 連携研究機構（地域未来社会連携研究機構）の変更（資料21）

連携研究機構（地域未来社会連携研究機構）の変更について審議し、原案どおり了承された。

22. 東京大学研究代表者等人件費制度申請（資料22）

東京大学研究代表者等人件費制度申請について審議し、原案どおり了承された。

<協議事項>

23. 技術統括本部（仮称）の設置に向けて（資料23）

岸執行役から、技術統括本部（仮称）の設置に向けて、資料23のとおり説明があった後、意見交換を行った。

- ・特殊な技術分野の実情を踏まえずに人事権を本部へ移すことへの懸念と、技術職員の評価方法はどうか。
- 業務は各部局で継続し、部局の意向を踏まえて配置・調整する。評価は現場教員の情報を基に技術部各部門で行う仕組みへ、２年程度の試行を経て移行する。
- ・一元化による部局や技術職員の具体的なメリットを示す必要がある。
- チームでの課題解決や部門間の知見共有により、技術力の向上や主体的な活動が期待できる。
- ・メリットは具体例を示して説明した方がよい。
- ・技術職員との意見交換を重ねてきた構想か。また、技術統括本部と学術経営本部のテクノロジー推進プラットフォームとの関係はどうか。
- 技術職員が主体的に制度設計を議論し、説明会も重ねている。技術統括本部からテクノロジー推進プラットフォームへの人材派遣を想定し、具体的な連携は今後検討する。
- ・技術を全学で共有する仕組みへの転換を前向きに示す必要がある。また、部門規模や教育研究資源の配分については、学術経営本部との整理が必要である。
- ・専門性を生かしつつ流動性を持たせる部門構成と人員配置が、技術職員のキャリア形成に重要である。学術基盤支援部門とテクノロジー推進プラットフォームの連携は、技術統括本部と学術経営本部で今後検討する。

<報告事項>

２４．令和８（２０２６）年度理事等の分担（資料２４）

藤井総長から、令和８（２０２６）年度理事等の分担について、資料２４のとおり報告があった。

２５．本郷キャンパスの地区計画策定に向けた文京区との協議結果（資料２５）

菅野理事及び浅見執行役から、本郷キャンパスの地区計画策定に向けた文京区との協議結果について、資料２５のとおり報告があった。

- ・地区計画策定に向けた協議は順調に進んでいるという理解でよい。
- 順調に進んでいる。
- ・今後の地域住民との対話はどのように進めるのか。
- 文京区が説明し、要請があれば大学からも説明する。
- ・地区計画による地域住民へのメリットは何か。
- 新たな出入口と広場の整備、緑地の確保、高さ制限の明確化などが挙げられる。
- ・地域住民への説明に活用できるよう、メリットを簡潔に整理してほしい。
- 近年の交流を通じ、大学に対する地域住民の印象も改善していると思われる。

２６．全面改修及び性能維持改修等の対象建物（資料２６）

菅野理事及び出口執行役から、全面改修及び性能維持改修等の対象建物について、資料２６のとおり報告があった。

- ・部局では施設老朽化への認識不足と予算不足のどちらが課題か。
- いずれも課題であり、周知による認識向上と中長期的な予算確保が必要である。
- ・部局任せにせず、優先度の高い施設整備を財務面から支援したい。

- ・国立大学全体でも施設老朽化に関する議論が行われているか。
- 国立大学全体の課題として各所に訴えており、施設事故の発生など危機感も高まっている。
- ・部局への説明では、国立大学全体での取組も併せて伝えるべきである。

27. 教職員倫理に関するセルフチェックの実施状況（資料27）

桑原理事から、教職員倫理に関するセルフチェックの実施状況について、資料27のとおり報告があった。

28. 全学コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施（資料28）

桑原理事から、全学コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施について、資料28のとおり報告があった。

29. 2026年度全教職員必修 DEI 研修の実施（資料29）

林理事から、2026年度全教職員必修 DEI 研修の実施について、資料29のとおり報告があった。

- ・構成員が受講すべき研修の対象者と時期を一覧化し、会議資料に付けてはどうか。
- 受講履歴は状況確認サイトで確認できるが、研修全体と各研修の位置付けが分かりにくい。
- 研修全体における位置付けが分かる資料を併せて提示するよう、事務局内で調整する。

30. 2026年度教職員倫理研修の実施（資料30）

桑原理事から、2026年度教職員倫理研修の実施について、資料30のとおり報告があった。

31. 総長の兼業報告（資料31）

津田理事から、総長の兼業について、資料31のとおり報告があった。

32. 役員等の業務に係る会議費報告（資料なし）

津田理事から、役員等の業務に係る会議費について、資料32のとおり報告があった。

<連絡事項>

議題33から議題36については、書面による連絡を行い、津田理事から質問等の有無を確認した。

33. 東京大学オープンキャンパス2026実施報告およびオープンキャンパス2027開催方針（資料33）

34. 2026年度学生相談ワークショップの開催（資料34）

35. 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等（資料35）

36. 再来週の会議（資料36）

以上